

松江市告示第14号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第5項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金としての指定を廃止したので同条第7項の規定により告示する。

令和5年1月11日

松江市長 上 定 昭 仁

記

法人又は団体の名称	主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附金控除の廃止日	
社会福祉法人	島根県社会福祉事業団	松江市東津田町1741番地3	肢体不自由者更生施設厚生センター東雲寮	運営事業	運営事業費寄附金	平成25年5月9日
			島根県介護研修センター	運営事業	運営事業費寄附金	平成22年3月31日